

循環促進型雇用創出事業
～京都ものづくり中小企業正規雇用拡大推進事業～
第一次 募集要領

※申請受付期間 平成25年7月31日(水)～8月20日(火)

提出及び問合せ先

○(公財)京都産業21 経営革新部 経営企画グループ

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内

TEL 075-315-8848 FAX 075-315-9240

○(公財)京都産業21 北部支援センター

〒627-0004

京丹後市峰山町荒山225 (丹後・知恵のものづくりパーク内)

TEL. 0772-69-3675 FAX.0772-69-3880

公益財団法人 京都産業21

1 事業目的

本事業は、京都府の「循環促進型雇用創出事業～中小企業正規雇用拡大推進事業～」を公益財団法人京都産業21（以下、「財団」という。）が受託して実施するもので、新たな事業分野への進出や事業拡大等に取り組むために新たな人材を求めるものづくり中小企業に対して、当該人材の確保を支援し、企業の成長とともに求職者の※正規雇用推進を図るために実施するものです。

※正規雇用とは、「使用者と労働者が雇用契約を結び、労働者が使用者のもとで常勤で就業規則に定める就業時間をフルタイムで従業する期間を定めない雇用形態」を言います。

2 対象となる企業

以下のすべてに該当する企業

- (1) 京都府内に事業所を有する企業
- (2) 中小企業基本法第2条第1項（昭和38年法律第154号）に規定する企業のうち、
※1 製造業又は情報通信業に該当する企業又はこれらの産業に※2 新たに進出しようとする企業

※1 製造業又は情報通信業

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において製造業に分類される産業又は情報通信業に分類される産業

※2 新たに進出しようとする企業

具体的な事業計画を有し実施可能であることが認められる場合に限る。

■中小企業の要件

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業	3億円以下	300人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

常時雇用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※情報通信業は、業種分類によって製造業又はサービス業のいずれかになります。

不明な点は問い合わせください。

3 対象企業の要件等

上記2に該当する企業であっても、次の要件に該当しない場合は本事業の対象企業に該当しません。

- (1) 労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿や現金出納簿等の会計関係帳簿が整備されていること
- (2) 労働保険・社会保険の適用事業であること
- (3) 府税、消費税又は地方消費税、労働保険料等の滞納がないこと
- (4) 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと

※上記2、3の場合であっても次のア～キに該当する場合は対象となりません。

- ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カの場合を除く。）に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

4 対象事業

中小企業が製品開発、販路開拓、新分野進出等に取り組むため、正規雇用を前提として ※失業者を新たに雇用し研修により人材育成を図るとともに自社の経営革新を目指す事業。

- ※1 本事業の支援対象となる失業者とは、労働の意思及び能力を有し、求職活動を行っているにも関わらず、職業に就くことができない者をいいます。
また、新卒未就職者についても上記に該当すれば対象者となります。
失業者であることの確認については、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの書類や履歴書、口頭により行っていただきます。
- ※2 上記2、3に該当する場合であっても、以下に該当する場合は本事業の対象となりません。
 - (1) 平成24年度循環促進型雇用創出事業～イノベーション促進雇用創出事業～において委託を受けた者を雇用する場合
 - (2) すでに緊急雇用創出事業で6箇月以上就労したことのある者を雇用する場合
 - (3) 併給調整対象となる本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たす国からの助成金を受ける場合（別紙の助成金とは併給はできません）
対象となる主な助成金は別紙のとおりですが、詳細は京都府緊急経済・雇用対策課(TEL 075-414-4872)までお問い合わせください。

(4) 対象となる雇用者の人件費について国や京都府から補助金等の交付を受けている場合

5 求人方法

本事業では、求人に当たっては、求職者に対して広く公募をする必要があることから必ずハローワークに求人申し込み手続きをしてください。

ハローワークに加えて、他の求人方法を取ることはかまいません。

6 対象経費・委託額

対象となる経費は新規雇用する失業者の人件費及び研修費で、委託額は対象雇用者1人当たり人件費月額25万円及び研修費月額5万円にそれぞれ雇用月数を乗じた金額を上限とします。

※人件費・・・1人あたり月額25万円×月数

(給与、手当、事業主負担の社会保険料等で人件費と認められる経費)

※研修費・・・1人あたり月額5万円×月数

(自社内での研修(OJT)や専門機関の研修参加費等、研修に必要と認められる経費)

・いずれの金額も消費税抜きの額です。

・経費が委託額を超える場合、委託額との差額は申請者の負担となります。

7 対象となる事業期間

財団と委託契約締結日以降で新たに雇用した日から6箇月間を上限とします。

ただし、平成26年3月31日までが対象となります。

なお、雇用開始後3箇月間を適性判断期間として、その経過時点で正規雇用の意志を確認していただきます。

雇用開始後3箇月を経過した日から2週間以内において、対象雇用者を引き続き正規雇用者として雇い入れる旨を書面により財団あて提出しなかった場合は、3箇月で支援を終了します。

※財団との契約日以前にすでに雇用している場合は対象になりません。

8 経費の支払い

原則として、事業期間終了後、精算払いとします。

ただし、適性判断期間(雇用開始後3箇月間)終了後、3箇月分の経費を概算払いすることができます。

なお、事業期間終了後、正規雇用として継続雇用されない場合は、3箇月間の適性判断期間以降に要した経費のうち、人件費のみを精算して支払います。(その間の研修費は対象経費となりません。)

9 応募方法

事業申請書により必要事項を記入し、添付書類を添えて持参により提出。

※申請書の様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

<http://www.ki21.jp/kobo/h25/koyokakudai/>

※提出は持参のみとし、郵送や宅配便等による提出は認めません。

あらかじめ担当者にご連絡ください。

10 提出書類

- ・○印の書類の原本及びそのコピーを一部提出してください。(両面コピー及びホッチキスどめはしないでください。)
- ・印が必要な申請書に押印があることを確認してください。
- ・申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

■申請書類一覧

書類名	法人	個人
事業申請書 (様式第1号)	○	○
履歴事項全部証明書 (申請日から3箇月以内に発行されたもの)	○	開業届(写し)又は税申告書
府税について滞納がないことの証明書 (申請日から3箇月以内に発行されたもの)	○	○
前事業年度の決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書) ※設立2年未満の企業は事業計画書・収支予算書)	○	○
当該事業年度の収支予算書及び事業計画書	○	○
会社概要 (概要がわかる会社案内、パンフレット等でも可)	○	○

※府税について滞納がないことの証明は、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。

※提出された書類はお返ししません。

※提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行(京都府への事業報告を含む)のためだけに利用し、申請者の秘密は保持します。「個人情報保護指針」は財団のホームページで公開しています。

11 採択の決定

申請内容を精査の上、本事業が求める効果が高いと見込まれるものから予算の範囲内で採択の決定を行います。

なお、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けた研究開発等事業計画にしたが

って事業を行うものは優先採択とします。

おって、採択の結果は申請者あてに通知します。

12 採択された後の注意事項

採択された場合、財団との間で事業委託契約を締結していただきます。

詳細はあらためて連絡します。

なお、事業者名、事業概要等を財団ホームページで公表します。

事業の実施に当たっては、本事業のコーディネータによる指導、助言を受けていただきます。

(別紙)

本事業との併給ができない主な助成金は次のとおりです。

なお、これら以外にも併給できない助成金があります。

詳しくは、京都府緊急経済・雇用対策課(TEL 075-414-4872)までお問い合わせください。

- 雇用調整助成金
 - － 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金
- 定年引き上げ等奨励金
 - － 高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者労働移動受入企業助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金
- 地域雇用開発助成金
 - － 地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金
- 通年雇用奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金
- 正規雇用奨励金
- 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 既卒者育成支援奨励金
- 試行雇用奨励金
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金
- 障害者雇用促進助成金
 - － 発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、障害者初回雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金
- 建設業離職者雇用開発助成金
- 受給資格者創業支援助成金
- 人材確保等支援助成金
 - － 中小企業基盤人材確保助成金、介護労働環境向上奨励金、建設教育訓練助成金、建設雇用改善推進助成金
- 両立支援助成金
 - － 事業所内保育施設設置・運営等助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - － 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者能力開発助成金

- キャリア形成促進助成金
 - － 訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 広域団体認定訓練助成金
- 成長分野等人材育成支援事業
- 農漁業者雇用支援事業
- 認定職業訓練実施奨励金
- 若年者人材育成・定着支援奨励金